

ながくて地域スマイルポイント事業実施要綱を廃止する要綱

ながくて地域スマイルポイント事業実施要綱（平成２８年１月１８日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による廃止前のながくて地域スマイルポイント事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により既に事業登録しているものについて、旧要綱第６条から第１０条までの規定の期間は令和９年３月３１日までとし、満了の日までは、なお従前の例による。

なお、経過措置期間中に交付を受けた手帳（以下「更新手帳」という。）の有効期限は手帳の発行日にかかわらず令和９年３月３１日とする。

- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による廃止前のながくて地域スマイルポイント事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により活動に対し付与された評価ポイントについて、旧要綱第１２条から第１４条までの規定の有効期限は令和１０年３月３１日までとし、令和８年３月３１日までに付与されたポイントの有効期限は、なお従前の例による。